

## 千葉ポケットビリヤード連盟規約

## 第1条 [名 称]

本会は千葉ポケットビリヤード連盟と称する。(略称C P B A : Chiba Pocket Billiards Association)

## 第2条 [目 的]

本会はポケットビリヤードの健全なる発展と向上を目指し、会員の技術向上、正しいマナー・ルールの修得を目的とする。

## 第3条 [構 成]

本会は性別・年齢・職業の区別なく、ビリヤードを愛好する紳士淑女により会員を構成する。

## 第4条 [事 業]

本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. マンスリートーナメントの開催
2. 各種競技会の企画・運営並びに参加
3. その他必要と認められた事業

## 第5条 [会 員]

1. 本会会員に加入するには、会員2名の推薦を受け、別に定める資格検定試験に合格することを必要とする。
2. 会員の退会は自由とするが、その理由を申し出なければならない。
3. 本会に加入した際は、本規約に全て同意したものとする。
4. 本会の規約に反し、又は本会の名誉を著しく傷つけた時は、理事会の決議により除名処分にあることがある。尚、除名された者の再入会は認めない。

## 第6条 [役 員]

本会は次の役員を置く。

1. 理事長1名、副理事長1名、事務局長1名、会計1名、理事数名。  
その他顧問、相談役、本会が必要と認められた役員を置くことができる。
2. 理事長は会員の互選により選出する。  
その他の役員は理事長の推薦、総会の承認により選出する。
3. 役員の任期は1年とし、再選を妨げない。  
役員を補欠選出した時は、前任者の残存期間とする。
4. 理事長は本会を代表し、会務を統括する。  
副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はこれを代理する。
5. 顧問、相談役は、理事長の諮問に答えると共に、すべての会議に出席して意見を述べるができる。  
但し、議決権は持たない。

## 第7条 [会 議]

会議をわけて、定時総会、臨時総会、理事会とする。

1. 定時総会は年1回1月に行う。
2. 臨時総会、理事会は必要に応じて理事長がこれを招集する。
3. 総会は、会員の過半数の出席により成立し、その決議は出席者の過半数による。
4. 理事会の成立は、理事の3分の2以上の出席を要する。  
尚、決議は出席理事の過半数による。

## 第8条 [会計]

1. 本会の会計年度は毎年1月1日より同年12月31日までとする。
2. 本会の経費は次に掲げるものを以ってこれにあてる。
  - イ. 入会金および月会費
  - ロ. 事業収入
  - ハ. 寄付金
  - ニ. その他

## 第9条 [付則A]

1. 本会の規約を変更する時は、総会に於いて3分の2以上の多数決議を必要とする。
2. 本規約は、別に定める付則を設けこれを補助する。
3. 本規約の項目に無い事項が発生した時は、理事会において決議する。
4. 本規約は昭和63年9月1日より施行する。

## [付則B]

1. プロテスト受験者は、事前に本会に申請しなければならない。  
無断受験した場合は、本会退会の上、受験日より1年間はJAPPA、NBAが主催・主管する全ての競技会に出場することが出来ない。  
尚、以後の再入会は認めない。
2. プロテスト受験者は、連盟員の品位をもって参加すること。  
尚、結果発表後1週間以内に進退を定め、理事長に申し出ること。
3. プロ協会会員から退会した場合は、1年間は連盟に戻るが出来ない。  
又、その間はJPBA、JAPPA、NBA主催、主管の試合に出場することは出来ない。  
もし、出場した場合は、以後2年間すべての競技大会に出場できないものとする。
4. 大会主催者側に於いて、優勝賞金に対して疑問がある場合はJAPPA、またはNBAに事前に相談した上で開催すること。

## [付則C]

1. 都道府県対抗戦の予選会について(2000年度総会にて)  
試合形式はA、B、L級ともローテーション120点先取のノーハンド戦とし、前年度ランキング1位と前年度都道府県対抗戦MVPをのぞき、有資格者(前年度マンスリー6ヶ月以上出席者、及び前年度ランキング15位まで)の総当たり戦により3名を選出する。  
尚、予選会には審判を定めストップウォッチを使用(45秒ルール)する。
- ~~2. 新規会員の勧誘について(2000年度総会にて)  
会員が勧誘した場合、新規入会者1名に付き勧誘した会員の会費を2ヶ月分免除、女性入会者に関しては3ヶ月分免除とする。~~
3. 年間ランキングについて  
マンスリーのポイントと、予め定められたその年の競技大会の出場ポイントの合計にて決めるものとする。
4. マンスリーと他競技大会の同日開催について  
マンスリーと他競技大会の開催日が同日の場合、NBAもしくはNBA公認団体の主催する公式競技大会への参加を優先することは認めるが、上記以外の競技大会(ハウストーナメント等)参加を優先することは認めない。  
尚、上記に該当する公式競技大会へ参加するためにマンスリーを止むを得ず欠席する場合、競技大会出場ポイントに加え当該マンスリーにおける最下位者の次点のマンスリーポイントを付与する。

第10条 [規約改定]

2004年度1月11日に行われた総会に於ける協議結果に基づき、以下について規約を改定する。

1. 第9条 付則C 2項、勧誘に対する報奨(会費の免除)制度を廃止とする。
2. 3月度の月例会より、会費滞納の防止策として月会費の前払い制度を設け、以下の通りに実施する。
  - イ. 当月分の会費は事前に本会保有の指定された銀行口座に振り込む。
  - ロ. 当条2項イ号が行われていない場合、当月の月例会への参加に対しこれを認めない。
  - ハ. 月例会に参加出来ない場合でも、事前に会費を所定の銀行口座に振り込むこと。
3. 当条2項の開設により、銀行口座振込金の発生することから以下の前払い優遇措置を執る。
  - イ. 1ヵ年分の一括前払いをする場合、納入金額は10ヶ月分の金額でこれを1ヵ年分の会費として認める。
  - ロ. 6ヵ月分の一括前払いをする場合、納入金額は5ヶ月分の金額でこれを6ヵ月分の会費として認める。
  - ハ. 尚、上号に於いて前払いをした会費は、途中退会等いかなる場合でも返還は行わない。
4. 会費滞納について  
会費を3ヶ月間滞納した場合は警告を發し、6ヶ月間滞納した場合は除名処分とする。  
尚、本会在籍期間中に発生した会費の未納分については、本会の指定する期間内に全て納めるものとする。

以上

## ポイントの付け方

## マンスリーポイント

1位	65P	2位	59P	3位	54P	4位	50P
5位	47P	6位	45P	7位	44P	8位	43P

以下、1ランク下がる毎に1ポイントずつ減らす。

尚、運営のみの参加の場合は当日の参加選手の次点のランクでポイントをつける。

## 対外試合（形式、規模等によって基準を区分する）

## A 主要オープン試合

1位	120P	2位	90P	3位	60P	4位	40P
ベスト8	30P	決勝トーナメント進出	20P	出場	10P		

## B アマ連主催全国大会及び同等規模の大会

A級	1位	90P	2位	60P	3位	40P	4位	30P
	ベスト8	20P		出場	10P			
B級	1位	60P	2位	40P	3位	30P	4位	20P
	ベスト8	10P		出場	5P			

## C A級、B級混合のハンデ戦

A級	1位	90P	2位	60P	3位	40P	4位	30P
	ベスト8	20P		出場	10P			
B級	1位	45P	2位	30P	3位	20P	4位	15P
	ベスト8	10P		出場	5P			

## D アマ連主催地方大会及び同等規模の大会

A級	1位	60P	2位	40P	3位	30P	4位	20P
	ベスト8	10P		出場	5P			
B級	1位	40P	2位	30P	3位	20P	4位	10P
						出場	5P	

## E 球聖戦

球聖位	150P						
1位	90P	2位	60P	3位	40P	4位	30P
						ベスト8	20P
A級	15P	B級	10P	C級	5P		

## F 名人戦

名人位	150P						
1位	100P	11~20位	55P				
2位	90P	21~30位	50P				
3位	75P	31~50位	45P				
4位	75P	51~100位	30P				
5位	70P	101~150位	20P				
6~10位	60P	151~	出場	10P			

以上